

下水道分野における PPP/PFI(官民連携)の推進について

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道部 下水道企画課 管理企画指導室
令和6年2月

- 下水道は、暮らしの安心・安全の確保と豊かな水環境の保全に不可欠な存在。
- 一方、人口減少等に伴う厳しい事業・経営環境や組織体制の脆弱化、老朽化施設の増大等、下水道が抱える課題は深刻。
- 今後、これら課題の解決策の一つとして、また、下水道事業・経営の持続可能性を確保するための一つの有効な手段として、PPP/PFI（官民連携）の重要性がさらに高まると考えられる。



執行体制の確保や効率的な事業運営等により、下水道事業の持続のためのさまざまな取組が必要

取組

支出抑制施策

ストックマネジメント

新技術導入(ICT)

都道府県構想見直し

広域化・共同化

PPP/PFI(官民連携)

.....

収入改善施策

使用料の適正化

資産の有効活用
(収益化)

接続の促進

未徴収・滞納対策

.....

- 下水処理場の管理（機械の点検・操作等）について **9割以上が民間委託を実施**。
- このうち、施設の運転管理・巡視・点検・調査・清掃・修繕・薬品燃料調達等を一括して複数年にわたり委ねる **包括的民間委託は、処理場で 579施設、管路で 60契約が実施されており、近年増加中**。
- 下水汚泥を利活用するガス発電や固形燃料化を中心に、**DBO方式・PFI（従来型）は 48施設で実施中**。
- PFI（コンセッション方式）について、**平成30年4月に静岡県浜松市、令和2年4月に高知県須崎市、令和4年4月に宮城県、令和5年4月に神奈川県三浦市**で、それぞれ事業が開始された。

(R5.4時点で実施中のもの。国土交通省調査による)

(* R3 総務省「地方公営企業決算状況調査」による。R4.3.31時点)

** 管路施設としては単一業務のみだが、処理場包括的民間委託等と包括された3契約(3団体)を含む

※ 1団体で複数の施設を対象としたPPP/PFI事業を行う場合があるため、必ずしも団体数の合計は一致しない

下水道施設

	下水処理場 (全国2,193箇所*)	ポンプ場 (全国5,729箇所*)	管路施設 (全国約49万km *)	全体 (全国1,479団体)
包括的民間委託	579箇所 (287団体)	1162箇所(193団体)	60契約 (46団体)**	(309団体)
指定管理者制度	62箇所 (21団体)	97箇所 (12団体)	33契約 (12団体)	(21団体)
DBO方式	36箇所 (28団体)	2箇所 (2団体)	0契約 (0団体)	(29団体)
PFI(従来型)	10箇所 (8団体)	0箇所 (0団体)	1契約 (1団体)	(9団体)
PFI(コンセッション方式)	7箇所 (4団体)	10箇所 (2団体)	2契約 (2団体)	(4団体)

- 令和5年6月2日に開催された第19回民間資金等活用事業推進会議（PFI推進会議）で、PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）が決定され、「ウォーターPPP」等多様な官民連携方式の導入が盛り込まれた。
- この会議で、岸田総理は、「水分野の取組を強化」すること、また、「上水道、下水道、工業用水道において、新たな方式であるウォーターPPPの導入を進め」ることを発言・指示。
- 下水道分野では、令和8年度までに6件のコンセッション方式の具体化、令和13年度までに100件のウォーターPPPの具体化を狙うことが目標。

PPP/PFI推進アクションプランの改定と事業件数10年ターゲットの設定

PPP/PFI推進アクションプランの改定について

- ◆ PPP/PFIは、**公共の施設とサービスに民間の知恵と資金を活用**する手法。
- ◆ 社会課題の解決と経済成長を同時に実現し、成長と分配の好循環を生み出すことに貢献するものであり、**新しい資本主義の中核となる新たな官民連携の柱**。

・PPP…Public Private Partnership
 ・PFI…Private Finance Initiative

<PPP/PFIの効果>

公共のメリット………財政健全化とインフラや公共サービスの維持向上の両立
 民間事業者のメリット…新たな雇用や投資を伴うビジネス機会の拡大
 住民のメリット………地域課題を解決し活力ある地域経済社会の実現

関空・伊丹空港コンセッション



国土交通省資料より引用

良質な公共サービスの提供と民間のビジネス機会の創出

石川県野々門市 図書館等複合施設



野々門市資料より引用

にぎわいの創出など、活力ある地域経済社会の実現

宮城県 上・エ・下水道一体コンセッション



宮城県HPより引用

事業費削減による財政健全化と水道サービスの維持向上

1. 事業件数10年ターゲットの設定

案件上積みを視野に、より長期的な視点での具体的な件数ターゲットが必要。

- ◆ 新たに、重点分野*において10年間で具体化を狙う**事業件数10年ターゲットを設定**。
- ◆ **ウォーターPPP**等、多様な官民連携方式の導入等により**案件形成の裾野拡大と加速化**を強力に推進する。

*重点分野: 空港、水道、下水道、道路、スポーツ施設(スタジアム・アリーナ等)、文化・社会教育施設、大学施設、公園、MICE施設、公営住宅、クルーズ船向け旅客ターミナル施設、公営水力発電、工業用水道

重点実行期間(令和4年度~令和8年度)

昨年設定
5年件数目標
 重点分野合計 70件
 (コンセッション中心)

アクションプラン期間 10年(令和4年度~令和13年度)

新たに設定
事業件数10年ターゲット
 重点分野合計 **575件**
 (コンセッションを含む多様な官民連携)

- ウォーターPPPの導入による水道分野での官民連携の加速

コンセッション
 6事業が運営開始



ウォーターPPP導入による地方公共団体等のニーズに応じた選択肢の拡大

分野名	事業件数10年ターゲット <ウォーターPPP>
水道	100件
下水道	100件
工業用水道	25件

<ウォーターPPP>
 コンセッションの他、コンセッションに段階的に移行するための官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式。

*地方公共団体等のニーズ: 例えば、民間企業への運営権の設定や民間企業による利用料金の収受までが必要としないが、管理や更新を一体的に民間企業に委ねたい場合等。

- ◆ 令和4年度からの10年間で30兆円の事業規模目標の達成に向け、

PFIの質と量の両面からの充実を図るため、以下の柱で、アクションプランを改定する。

1. 事業件数10年ターゲットの設定
2. 新分野の開拓
3. PPP/PFI手法の進化・多様化

ウォーターPPPの概要

○水道、工業用水道、下水道について、PPP/PFI推進アクションプラン期間の10年間(R4～R13)において、コンセッションに段階的に移行するための官民連携方式(管理・更新一体マネジメント方式)を公共施設等運営事業と併せて「ウォーターPPP」として導入拡大を図る。

[管理・更新一体マネジメント方式の要件]

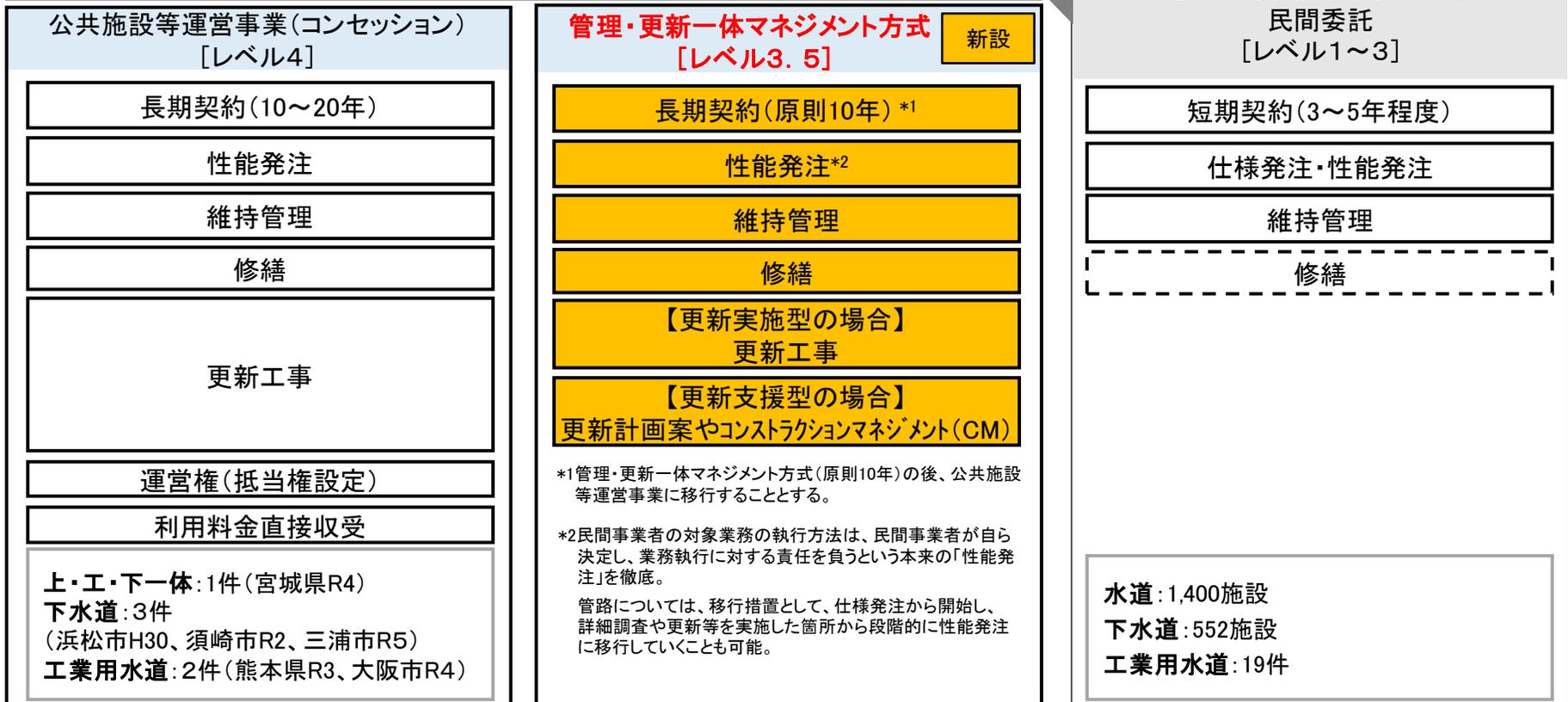
①長期契約(原則10年)、②性能発注、③維持管理と更新の一体マネジメント、④プロフィットシェア

○国による支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向等を踏まえ、対象施設を決定する。

○地方公共団体等のニーズに応じて、水道、工業用水道、下水道のバンドリングが可能である。なお、農業・漁業集落排水施設、浄化槽、農業水利施設を含めることも可能である。

○関係府省連携し、各分野における管理・更新一体マネジメント方式が円滑に運用されるよう、モデル事業形成支援を通じた詳細スキーム検討やガイドライン、ひな形策定等の環境整備を進める。

ウォーターPPP



(出典)内閣府「PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)概要」

「PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)」

民間資金等活用事業推進会議(PFI推進会議)決定(R5.6.2)

- 污水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている污水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化

※ 国による支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向等を踏まえ、対象施設を決定する

概要とポイント・留意点

- 令和9年度以降に污水管改築の交付金を受けるには、「ウォーターPPP導入を決定済み」(=交付金要件化の要件充足)が必要
 - ※ 例えば、令和9年度当初予算の交付金を受けるには、令和8年度までに要件充足が必要
 - ※ 例えば、令和10年度当初予算から交付金を受けるには、令和9年度までに要件充足が必要
 - ※ 例えば、令和11年度当初予算から交付金を受けるには、令和10年度までに要件充足が必要
- 「污水管」は、「下水道施設の改築について」(令和4.4.1国水事第67号下水道事業課長通知)の別表で大分類が「管路施設」の範囲
- 緊急輸送道路と重要物流道路の下に埋設されている污水管の耐震化は、交付金要件化の対象外(=交付金要件化の要件充足なくしても令和9年度以降の污水管改築の交付金を受けられる)
- 「ウォーターPPP導入を決定済み」とは、レベル3.5の場合、入札・公募の開始(募集要項等の公表)時点
 - ※ なお、コンセッション方式の場合、実施方針の公表時点

大分類	中分類	交付金要件化対象
管路施設	管きよ (マンホール間)	○
	柵	○
	取付管	○
	マンホール	○
	共通 (内部防食)	○

処理場・ポンプ場 改築	× (対象外)
污水管 新設 (未普及)	× (対象外)
合流管 改築	○ (対象)
送泥管 改築	× (対象外)

(参考)レベル3.5の対象施設・業務範囲として交付金を受ける污水管の改築が設定される必要はあるか？

- 必要はない

概要とポイント・留意点

- 「導入を決定済み」となる入札・公募の開始(募集要項等の公表)時点で、対象施設・業務範囲の設定が、少なくとも一つの処理区のすべての施設・業務ではない場合、管理者は客観的な情報に基づいて説明できる必要がある
- 客観的な情報として、例えば、導入可能性調査(FS)やマーケットサウンディング(MS)の選択肢に挙げて比較した結果や経過等が考えられる

 : 導入検討開始時点
 : 入札・公募開始時点

【導入検討を開始する際の考え方】

- まずは少なくとも一つの処理区を選択して導入の検討を開始(処理区
の選択は管理者の任意)
- 一旦、すべての施設・業務を念頭に置く

【FSやMS等を実施する際の考え方】

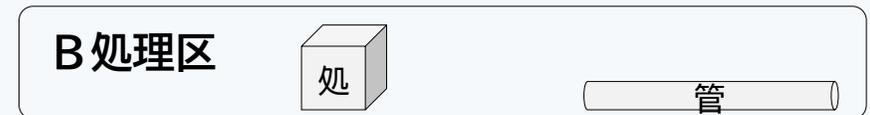
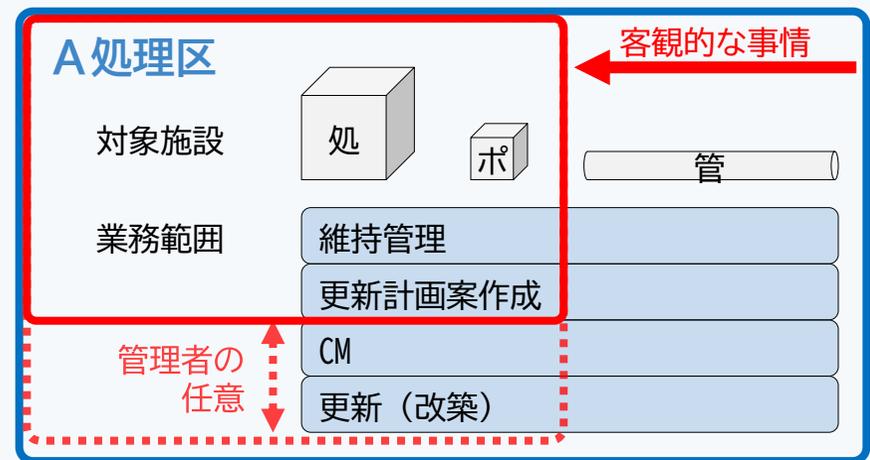
- 必要となる客観的な情報を収集するための手段としての観点が必要
(実施そのものを目的とせず、比較等の目的から逆算等)
- 管理者の任意部分は必要に応じて判断資料を収集
- 管理者が説明できることが必要であり、特段の形式・様式等はない
(例えば、民間企業の参画意向等を踏まえた外部有識者への諮問に基
づくこと等も考えうる)

【入札・公募の開始(募集要項等の公表)】

- 「導入を決定済み」となるのはこのタイミング
- 客観的な情報が必要となる場合、この時点から収集するのは不可能・
困難となるため、導入検討時点から留意が必要

地方公共団体 (管理者)

【イメージ】
 任意にA処理区を選択



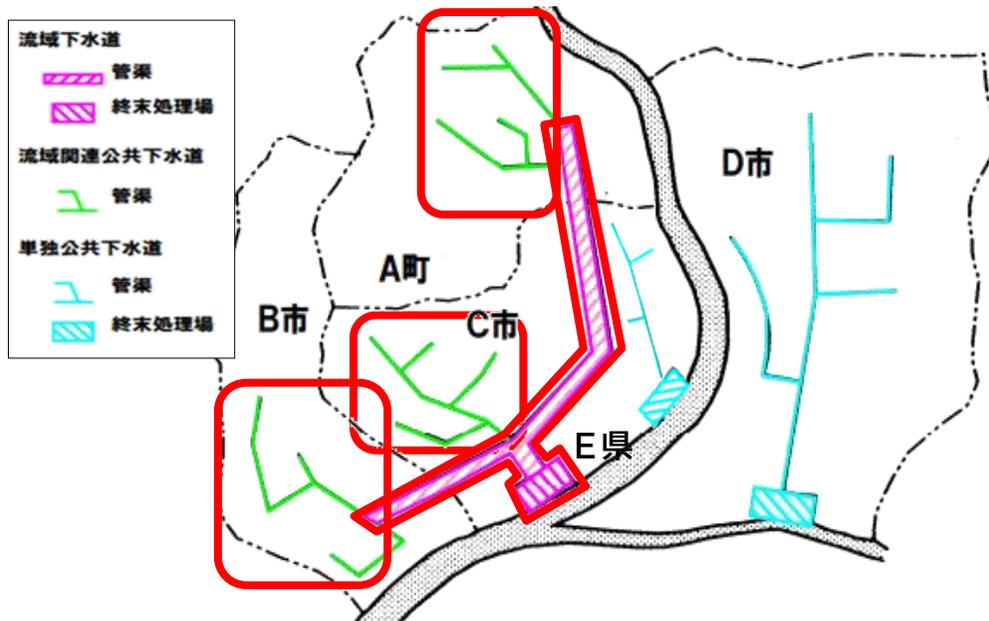
概要とポイント・留意点

- 流域下水道、流域関連公共下水道も、それぞれ、令和9年度以降に污水管改築の交付金を受けるには、「ウォーターPPP導入を決定済み」(=交付金要件化の要件充足)が必要 ※それぞれの管理者が取り組む必要

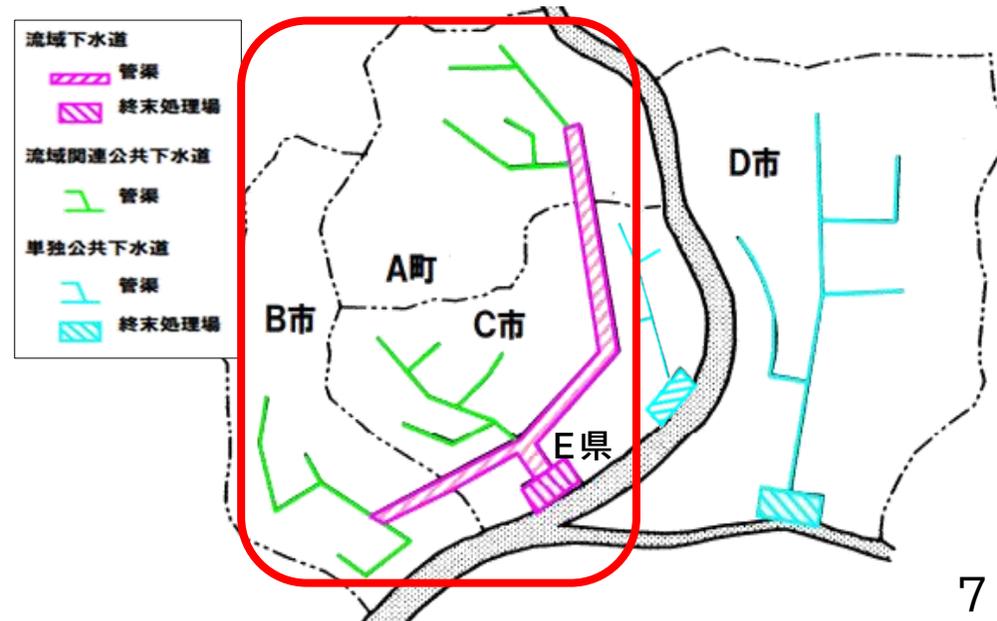
【流域下水道と流域関連公共下水道の連携】

- 複数の管理者が連携して取り組む場合、このすべての管理者について要件充足は可能
- 例えば、流域下水道の処理場等と、流域関連公共下水道の管路等について、一つのレベル3.5の対象施設(・業務範囲)として設定し、導入を決定済みとした場合、連携して取り組んだすべての管理者について交付金要件化の要件充足

(参考)それぞれの管理者が取り組む必要



(参考)連携して取り組むことも可能



① 案件形成に向けた情報・ノウハウの共有

● 「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会（PPP/PFI検討会）」（H27設置）

- 多様なPPP/PFI導入に向けた情報・ノウハウ等の共有・意見交換等
- PPP/PFI検討会 <2-3か月に1回程度開催> 全国の地方公共団体が参加（R2- 併オンライン）
- 民間セクター分科会 <年1-2回程度開催> H29設置
- ウォーターPPP分科会 <年1回程度開催> R5設置

● 下水道分野のウォーターPPP相談窓口（R5設置）等

● 首長等へのウォーターPPPのトップセールス（H28.2-）

● 国土交通省（下水道部）ホームページでの情報等の共有



② ガイドライン等の整備

● 下水道分野におけるウォーターPPP 管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5） の考え方 ※随時更新予定

● 下水道分野におけるウォーターPPP （主に管理・更新一体マネジメント方式） に関するQ&A ※随時更新予定

● PPP/PFI手法選択GL（R5.3）

※説明資料にウォーターPPPの要素を追加（R5.6）

● その他

- 下水道事業における公共施設等運営事業の実施に関するガイドライン（R4.3）
- 処理場等包括的民間委託導入ガイドライン（R2.6）
※（公社）日本下水道協会
- 下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入ガイドライン（R2.3）
- 処理場等包括的民間委託の履行監視・評価に関するガイドライン（H30.12）※（公社）日本下水道協会
- 性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン（H13.4）

③ 財政的支援

● モデル都市支援（H28-）

- ウォーターPPP等、先進的なPPP/PFI導入を検討する地方公共団体に対し、導入検討の進め方についての検討支援等を実施
- R5実績（9件）：山形県上山市、山梨県北杜市、新潟県糸魚川市、静岡県熱海市、静岡県焼津市、広島県三原市、広島県大竹市、愛媛県新居浜市、熊本県宇城市

● ウォーターPPP導入検討費補助（R5補正-）

- R5補正で国費による定額支援制度を創設し、R6当初案でも同様の措置を盛り込み

● 社会資本整備総合交付金等

- PPP/PFI導入の民間提案を求め適切な提案を採用することを要件化（R5-）
- コンセッション方式内の改築等整備費用に対し、重点配分（R5-）
- 上下水道一体ウォーターPPPに対し、インセンティブ設定（R5中）
- 汚水管改築費用に対し、ウォーターPPP導入決定済みを要件化（R9-）

① 趣旨目的

執行体制の脆弱化、財政状況の逼迫、老朽化施設の増大等が進む中、下水道の機能・サービスの水準を持続的に確保していくため、**多様なPPP/PFI導入に向けて、情報・ノウハウ等を共有・意見交換等**を実施。

② 参加団体

47都道府県、426市、126町村、4団体
合計603団体（R5.11時点）



③ 開催実績

2015（平成27）年10月に第1回を開催
これまでに34回開催（R5.11時点）

④ 開催概要

先進的なPPP/PFIに取り組む団体からの事例紹介、国からの情報提供、意見交換等を実施。

⑤ スケジュール（2023（令和5）年度予定）

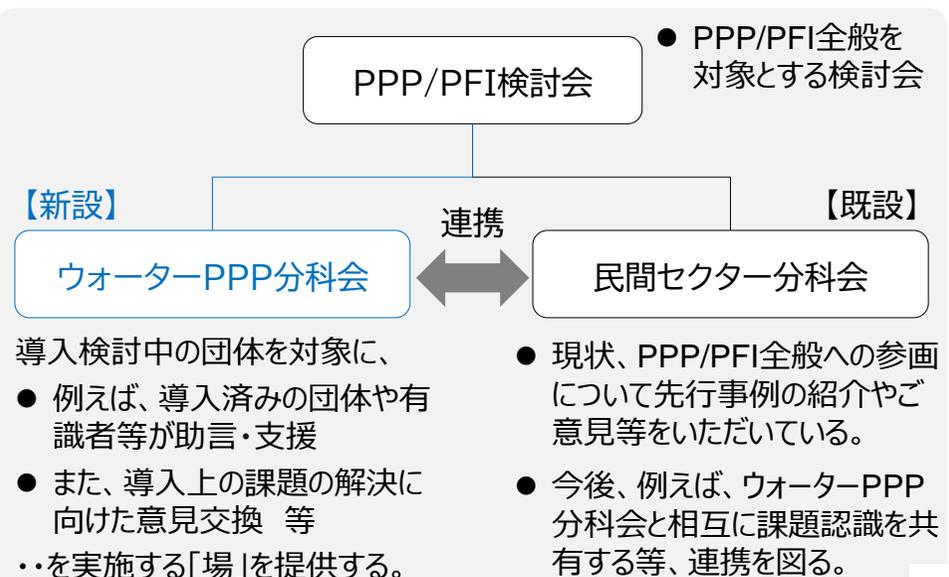
年月日	回	開催方法、概要等
2023 (R5)	6/29 (木) 第33回 検討会	オンラインのみ 【情報提供+班別討議】
	10/5 (木) 第1回 ウォーター PPP分科会	現地会場（東京）のみ 【情報提供+班別討議】
	11/15 (水) 第34回 検討会	現地会場（東京）+オンライン
2024 (R6)	3/12 (火) 第35回 検討会	現地会場（東京）+オンライン
	第7回 民間セク ター分科会	現地会場（東京）+オンライン

「ウォーターPPP分科会」の設置について

- 「PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）」（R5.6.2）では、令和8年度までに6件のコンセッション方式の具体化、令和13年度までに100件のウォーターPPPの具体化が目標（下水道分野）とされている。
- これを決定した第19回民間資金等活用事業推進会議（PFI推進会議）では、岸田総理は、「…水分野の取組を強化します。上水道、下水道、工業用水道において、新たな方式であるウォーターPPPの導入を進め、コンセッションへの段階的な移行を推進します。」と発言。
- 下水道分野のウォーターPPP拡大に向けて、令和5年度から、「ウォーターPPP分科会」を設置し、導入を検討する地方公共団体を支援する。

（参考）ウォーターPPPとは？

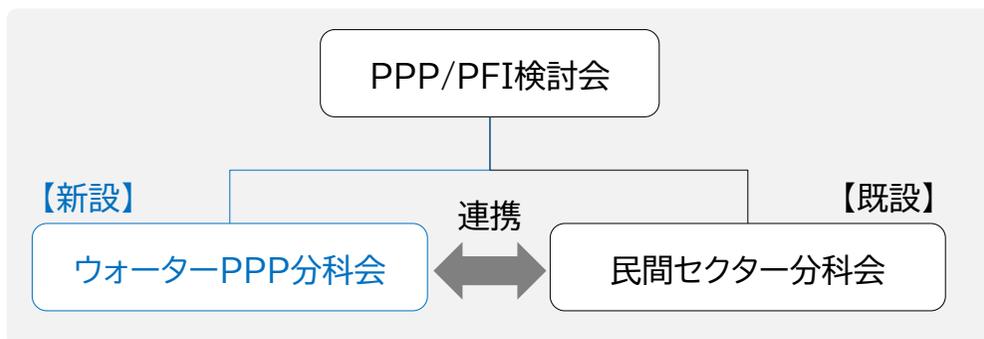
コンセッション方式と、管理・更新一体マネジメント方式（コンセッション方式に準ずる効果が期待でき、段階的に移行するための官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式）の総称。



PPP/PFI検討会 ウォーターPPP分科会

① 趣旨目的

- 下水道事業において、地方公共団体の執行体制の脆弱化、財政状況の逼迫、老朽化施設の増大等が進む中、下水道の機能・サービスの水準をいかに確保していくかが喫緊の課題。
- 「PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）」（第19回民間資金等活用事業推進会議）が決定され、水道、下水道、工業用水道分野において、コンセッション方式に加え、同方式に段階的に移行するための官民連携方式として、新たに「**管理・更新一体マネジメント方式**」を含めた「**ウォーターPPP**」の活用が位置づけられた。
- これを受け、**ウォーターPPPを導入する際に課題となる事項や解決方策に対して具体的な検討**を行い、もって、下水道におけるウォーターPPP導入の促進、下水道事業の持続性向上を目的とし、本分科会を設置。



② 第1回ウォーターPPP分科会開催概要

- 日時：令和5年10月5日（木曜日）14:00～17:00
- 場所：国土交通省10階共用大会議室
- 参加者：約130名（約80地方公共団体）
- 有識者：近畿大学 浦上拓也 教授
 東京大学 加藤裕之 特任准教授
 早稲田大学 佐藤裕弥 准教授
- 内容：国土交通省からの情報提供＋班別討議（全4班）

③ 議論の概要

項目	議論された課題
長期契約	<ul style="list-style-type: none"> 庁内・議会・住民・地元企業等への説明 災害対応の官民の役割分担（職員体制・技術継承） 民間事業者の参画意欲 地元企業に配慮したい場合の方法 等
性能発注	<ul style="list-style-type: none"> どのような性能規定（要求水準）で、どのようなリスク分担とするか（特に、管路の要求水準、リスク分担、実際の評価等） 要求水準書の作成等に係る導入検討費用の増大への懸念 等
対象施設・業務範囲の設定	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者の参入意欲の確認、民間事業者との対話 流域下水道と流域関連公共下水道の連携 等
プロフィットシェア	<ul style="list-style-type: none"> プロフィットシェアの設定方法等のイメージ 性能発注とプロフィットシェアの関係性 等
導入検討の進め方	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者の受託体制の考え方 下水道公社が受託者となるパターンの整理 等



第1回ウォーターPPP分科会

概要とポイント・留意点

- 民間事業者等の理解促進、担い手拡大を目的として、初の民間事業者等向け説明会を実施したところ、多くの方々ご参加いただき、民間事業者側でもウォーターPPPへの関心が寄せられていると認識
- 自治体からは担い手やアドバイザーが不足するという懸念の声も聞こえるところ、引き続き、国土交通省から民間事業者等に対し、積極的な官民対話、事業への参画について呼びかけを行う

【開催概要】

日 時:令和5年10月30日(月)10時30分～11時30分

実施方法:オンライン

内 容:①PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)の概要

②下水道分野におけるウォーターPPP「管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)の考え方 等

参加者数:427者、2,515名

<参加民間事業者等の業種別内訳>

維持管理	コンサル	建設	メーカー	公社	業界団体	金融	その他	合計
135	95	79	35	18	17	9	39	<u>427</u>



<松原下水道部長挨拶>

レベル3.5の要件③維持管理と更新の一体マネジメント 国土交通省

概要とポイント・留意点

【「更新実施型」と「更新支援型」の具体的な業務範囲の設定(イメージ)】

- 「更新実施型」は、更新(改善)の発注業務の委託まで含むもの(改善は受託者が実施)
- 「更新支援型」は、更新計画策定まで含むもの(改善は管理者が実施)
- 「更新支援型」は、コンストラクションマネジメント(CM)まで含むか否か、管理者の任意

業務範囲のレベルアップ

更新(改善)
コンストラクションマネジメント(CM)
更新計画策定
修繕計画策定・実施
ユーティリティ調査・管理

レベル3
レベル3.5
レベル3.5更新実施型

(管理者の任意)

レベル3.5更新実施型

レベル3

水質管理、漏れ検出、保守計画

<説明の様子>

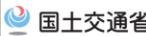
下水道分野におけるウォーターPPP レベル3.5の考え方/Q&A集

■ 下水道分野におけるウォーターPPP 管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）の考え方

資料2

下水道分野におけるウォーターPPP 管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)の考え方

初版 第33回PPP/PFI検討会資料 (R5. 6. 29)
 第2版 第1回ウォーターPPP分科会資料 (R5. 10. 5)
 第2.5版 第34回PPP/PFI検討会資料 (R5. 11. 15)

 国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001708808.pdf>

※第34回PPP/PFI検討会資料の第2.5版が最新。

■ 下水道分野におけるウォーターPPP（主に管理・更新一体マネジメント方式）に関するQ&A

令和6年1月10日時点

下水道分野におけるウォーターPPP(主に管理・更新一体マネジメント方式)に関するQ&A
…前回(令和5年12月1日時点)公表以降追加したQA

No	分類	質問	回答
管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)の4要件等について			
1	レベル3.5の4要件等	施設の新設のみを対象とするレベル3.5は想定されるか？ (レベル3.5の要件③「維持管理と更新(改築)の一体マネジメント」は、業務範囲を施設の新設およびその維持管理と設定することで充足できるか？)	想定されません。
2	レベル3.5の4要件等	PF(従来型)やOBOはレベル3.5に該当するか？	レベル3.5に該当するには4要件の充足が必要です。特に、要件③について、維持管理と更新(改築)の一体的なマネジメントの観点から、同一の対象施設について、維持管理と、事業期間中の維持管理を踏まえた更新(改築)に関連する業務範囲が設定される必要があります。
3	レベル3.5の4要件等	レベル3.5導入後のストックマネジメント計画(※更新計画)は、委託者が更新計画を作成し、管理者が申請するかどうか？	ご認識のとおりです。
4	レベル3.5の4要件等	レベル3.5の場で、コンセッション方式に移行することとされているが最善か？	レベル3.5の後継としてコンセッション方式(レベル4)を選択肢として検討いただくという趣旨です。
5	レベル3.5の4要件等	レベル3.5(前編10章)の後、コンセッション方式に移行しない場合、ペナルティが発生するか？	No.4のとおり、レベル3.5の後継としてコンセッション方式(レベル4)を選択肢として検討いただくという趣旨であり、ペナルティが発生することは想定していません。
6	レベル3.5の4要件等	既に長期的民間委託を実施している場合にどうすればよいのか？	例えば、既存の民間委託の変更契約などにより、レベル3.5の要件を充足することが考えられます。

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001717108.pdf>

※令和6年1月10日時点版が最新。

※URLが古くなってリンクが切れてしまった場合は、

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000585.html

下水道事業における公共施設等運営事業等の案件形成に関する方策検討(モデル都市支援)

① 趣旨目的

下水道分野での多様なPPP/PFIの案件形成に向けて、先進的なPPP/PFI導入を検討するモデル都市（地域）の課題整理、スキーム検討、効果分析等を実施し、その成果を全国に横展開する。

② モデル都市支援の概要

- 本募集への応募団体の中から先進的なPPP/PFI導入を検討する（しようとする）モデル都市を選定。
- 国が委託する専門家（コンサルタント等）がモデル都市を支援。



③ 対象範囲

対象施設・業務範囲等、下水道分野での多様なPPP/PFIの案件形成に資するモデル性の高い検討であれば、導入前の準備から導入後の検証や次期以降に向けた準備等、いずれの段階も支援。

モデル都市支援の実績

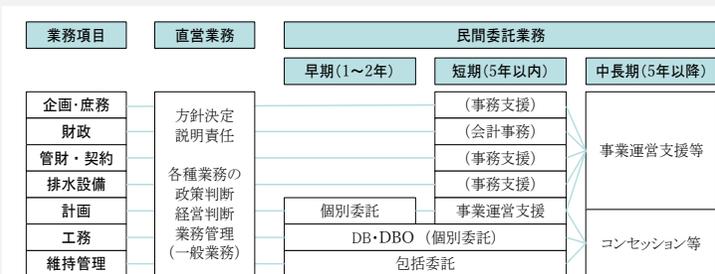
年度	モデル都市・地域
H28	三浦市、小松市、宇部市
H29	三浦市、小松市、津幡町、富士市、奈良市、赤磐市、宇部市、周南市、須崎市
H30	村田町他12市町、会津坂下町、三浦市、津幡町、富士市、津市、堺市、周南市、大分市
H31/R1	村田町他12市町、会津坂下町、宇都宮市、小田原市、富士市、津市、大阪狭山市、熊本市、山鹿市、大分市
R2	葉山町、津市、吹田市、新居浜市、大分市、鹿児島市
R3	秋田県、酒田市、館林市、葉山町、廿日市市、須崎市
R4	葉山町、北杜市、枚方市、大分市
R5	山形県上山市、山梨県北杜市、新潟県糸魚川市、静岡県熱海市、静岡県焼津市、広島県三原市、広島県大竹市、愛媛県新居浜市、熊本県宇城市

Case①
現状分析・課題洗い出し、
対応時期の整理



WSによる職員間の認識共有

Case②
事業運営支援業務（官民役割分担）の検討



業務棚卸結果に基づく導入後の役割分担整理

Case③
PPP/PFI導入済み団体での事後評価方法の
検討



事後評価と反映の仕組みづくり

ご清聴ありがとうございました。

ウォーターPPP 地方公共団体向け窓口
ウォーターPPP 民間事業者等向け窓口

hqt-sewerage-waterppp@gxb.mlit.go.jp

hqt-sewerage-waterppp-private@gxb.mlit.go.jp

(お問い合わせ先)

国土交通省 水管理・国土保全局

下水道部 下水道企画課 管理企画指導室